

平成29年度決算における社会福祉充実残額計算結果について（報告）

1 根拠

社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法第55条の2の規定に基づき、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上で、再投下可能な財産を算定しなければならないこととされている。さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要がある。平成29年度決算における計算結果については以下のとおりである。

2 平成29年度決算における社会福祉充実残額

	算定項目	計算結果	計算方法
I	活用可能な財産	110,361,354	
II	社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等	13,801,948	
III	年間事業活動支出額	156,224,657	
	合計	▲59,665,251	I - (II + III) 110,361,354 - (13,801,948 + 156,224,657)

※社会福祉充実残額の計算に当たっては、特例として「再取得に必要な財産」（将来の建替費用、大規模修繕費用、設備更新費用）及び「必要な運転資金」（年間事業活動支出の12分の3）の合計額が、年間事業活動支出額を下回る場合は、当該支出の全額を控除することができることとされている。

3 平成29年度決算における社会福祉充実残額計算結果について

本会の平成29年度決算における社会福祉充実残額については、上記2の合計がマイナスとなることから、充実残額はないと判断でき、社会福祉充実計画の策定は要しない。